

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和7年8月25日第25回中種子町農業委員会総会を防災センター第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人・森山昭市
梶原誠・上妻廣美・中島秀人・中島真実・永浜三津子
鎌田正司・濱脇嘉則

出席推進委員

遠藤智史・池山久志

3. 欠席委員

中崎和行

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 非農地証明願いについて

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積等促進計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和7年第25回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、7番中崎委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。推進委員につきましては、2番遠藤推進委員、7番池山推進委員が出席しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、11番中島委員、12番永浜委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日１日間に決定しました。

日程第３，議案第１号「農地法第３条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の１ページをお願いします。議案第１号，農地法第３条申請について説明します。所有権移転 件数４件，筆数９筆，面積14,126㎡ 地目畑10,370㎡，田3,756㎡になります。使用貸借 件数２件，筆数２筆，面積3,632㎡ 地目畑1,910㎡，田1,722㎡になります。賃借権 件数１件，筆数１筆，面積1,922㎡ 地目は畑になります。合計で，件数７件，筆数12筆，面積19,680㎡，地目畑14,202㎡，田5,478㎡になります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

(議長)ここで，農業委員会等に関する法律第31条第１項の規定により，〇〇番〇〇委員の退室をお願いします。

順位１について，担当調査委員の６番森山委員からの説明をお願いします。

(６番委員)はい。６番森山です。議案第１号順位１について説明致します。去る８月７日，譲受人，〇〇〇〇さんの妻〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在，大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇-〇，地目田，面積〇〇〇㎡。譲渡人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇，〇〇〇〇さんです。申請理由は，譲渡人が贈与，譲受人が受贈。譲渡人と譲受人は〇〇関係です。場所については，資料の５ページ左側をお願いします。県道〇〇・〇〇〇線を〇〇方面へ向かいますと〇〇〇集落に入る手前に〇〇〇〇があります。その〇から西側に見下ろす位置になります。調査の結果，労働力，農業機械は確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど，よろしくお願いします。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから，採決します。議案第１号順位１については，許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第１号「農地法第３条申請について」の所有権移転１件，順位１については，許可することに決定しました。〇〇委員の入室をお願いします。引き続き順位２について，担当調査委員の10番中島委員からの説明をお願いします。

(10番委員)はい，10番中島です。議案第１号順位２について説明致します。去る８月７日，譲受人，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在，大字〇〇，字〇〇〇，地番〇〇〇〇-〇，地目田，面積〇，〇〇〇㎡。譲渡人住所，中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇，〇〇〇〇さん。譲受人住所，中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。申請理由は，譲渡人が売買（相手方の要望），譲受人が売買，経営拡張です。売買価格は，〇〇万円です。場所に

については、資料の5ページ右側をお願いします。〇〇〇集落に〇〇〇〇がありますが、その〇〇の裏手から〇〇〇〇に向かう〇〇を1km行きますと〇〇〇〇さん宅があります。そこを南の方へ150m行った右側になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の10番中島委員からの説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番中島です。議案第1号順位3について説明致します。去る8月6日、借受人、〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-〇、地目田、面積〇、〇〇〇㎡です。貸付人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。借受人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇さんです。申請理由は、貸付人が〇への使用貸借、借受人が〇より使用貸借(経営開始)です。場所については、資料の6ページ左側をお願いします。〇〇校区の〇〇集落に〇〇〇〇がありますが、その〇〇の手前150mに〇〇があります。その裏手になります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の13番鎌田委員からの説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番鎌田です。議案第1号順位4について説明致します。去る8月7日、譲受人、〇〇〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇㎡、譲渡人住所、〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇-〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が売買(島外在住のため管理不能)、譲受人が売買(経営拡大)です。売買価格は、〇万円です。場所については、資料の6ページ右側をお願いします。国道から県道〇〇〇〇〇〇に入りまして100m行ったところに〇〇〇〇〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇方面へ100m行ったところの直ぐ右下になります。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(12番委員)はい。

(議長)12番永浜委員をお願いします。

(12番委員)12番永浜です。この地図を見ますと申請地の畑と横の畑とつながっているようですけど、この畑は〇〇さんの畑でしょうか。

(13番委員)はい。

(1 番委員)はい、1 番藤田です。議案第 1 号順位 6 について説明致します。去る 8 月 6 日、借受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積〇、〇〇〇㎡です。貸付人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇さん。借受人住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇さんです。申請理由は、貸付人が相手方の要望、借受人が経営開始です。貸付人と借受人は、〇〇です。場所については、資料の 8 ページをお願いします。〇〇国道沿いに〇〇〇〇〇〇があります。南へ 200m 行き〇〇〇〇〇〇への道路へ入りしばらく行きますと〇〇〇〇〇さん宅があります。その道下の畑になります。現在、さとうきびを作付しております。調査の結果、労働力、農業機械は確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位7について、担当調査委員の1番藤田委員からの説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の12ページをお願い致します。議案第2号「非農地証明

願い」順位1について説明致します。申請農地の表示 大字 〇〇 字 〇〇 地番 〇〇〇〇番 地目 田 地積 〇,〇〇〇㎡ 申請人 〇〇〇〇さん, 住所 〇〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇-〇〇〇号, 申請理由 土地登記簿の地目は田となっていますが,平成27年頃から耕地として利用せず現況は原野となっています。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)順位1について,担当調査員の2番牧瀬委員からの説明をお願いします。

(2番委員)はい,2番牧瀬です。議案第2号,非農地証明願い,順位1について説明致します。この案件につきましては,先般8月12日午前9時30分より,会長,上妻委員,池山推進委員,事務局,申請人の代理人である〇〇〇〇さん立会いの下,現地調査を実施しました。場所については,県道〇〇〇〇の〇〇から〇〇〇方面へ150m行って1つ目の〇〇〇を左折した直ぐ右側が申請地になります。土地登記簿の地目は,田となっていますが平成27年頃から耕地として利用せず,現況は原野となっています。耕作しなくなって10年たっていることから,現地で検討した結果,非農地が妥当と判断をいたしました。委員の皆さんのご審議をよろしく願います。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について,事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい,事務局です。資料の13ページをお願い致します。議案第2号「非農地証明願い」順位2について説明致します。申請農地の表示 大字 〇〇 字 〇〇〇 地番 〇〇〇〇番〇 地目 畑 地積 〇〇〇㎡ 申請人 〇〇〇〇さん, 住所 〇〇〇〇〇〇区〇〇〇〇丁目〇番〇〇号, 申請理由 土地登記簿の地目は畑となっていますが,平成11年以前から耕地として利用せず現況は宅地となっています。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)順位2について,担当調査員の9番上妻委員からの説明をお願いします。

(9番委員)はい,9番上妻です。議案第2号,非農地証明願い,順位2について説明致します。この案件につきましては,先般8月12日午前10時00分より,会長,牧瀬委員,池山推進委員,事務局,申請人の代理である〇〇〇〇〇〇〇の〇〇さん立会いの下,現地調査を実施いたしました。場所については,13ページを見てください。国道〇〇号線の〇〇〇〇より南種子へ50m左へ30m行きますと申請地があります。土地登記簿の地目は,畑となっていますが平成11年以前から耕地として利用せず,現況は宅地となっています。耕作しなくなって26年以上たっていることから,現地で検討した結果,非農地が妥当と判断をいたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(12番委員)はい。

(議 長)12番永浜委員お願いします。

(12番委員)12番永浜です。申請地に建物が建っているようですが、いつ頃、何の建物でしょうか。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)はい。建物が建っておりますが、いつ頃建てられたのか分からなかった為、昭和52年以降の台帳等確認したのですが転用申請等出された事実も確認されませんでした。

(12番委員)はい。

(議 長)12番永浜委員お願いします。

(12番委員)どのような建物でしょうか。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)はい。現在は農業用の機械等を入れる倉庫となっています。

(議 長)よろしいでしょうか。

(12番委員)はい。

(議 長)他に質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「非農地証明願いについて」は、許可することに決定しました。次に日程第5、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の14ページをお願いします。承認第1号、農用地利用集積等促進計画の一部変更について説明致します。令和7年8月29日を公告日とする農用地利用集積等促進計画の一部変更につきましては、件数1件、筆数1筆、変更面積4,367㎡、の農用地利用集積等促進計画を定めたいので承認を求めます。契約年数については、5年の合意解約になります。詳細につきましては、資料の16ページ、17ページに添付してありますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。次に日程第6、承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の18ページをお願いします。承認第2号、農用地利用集積等促進計画及び配分計画について説明致します。令和7年8月29日を公告日とする利用権

設定，貸借権10件，筆数25筆，面積61,116.40㎡の農用地利用集積等促進計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては，資料の23ページから42ページに添付してあります。なお，今回の貸借権の10件については，中間管理事業法の集積一括方式による貸借期間3年，5年，10年で配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については，承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」は，承認することに決定しました。

これで，本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和7年第25回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。